

八潮市新庁舎複合・集約化方針について

新庁舎建設にあたり、市では保健センター（休日診療所）及び八潮メセナについて、新庁舎への複合・集約に関する基本的な方針を示した「八潮市新庁舎複合・集約化方針（素案）」について、広く皆さんからの意見を伺うため、パブリックコメントを実施したところです。（平成30年6月7日～平成30年7月6日：30日間）

パブリックコメント実施期間中に合わせ、新庁舎建設に係る市民説明会や八潮市庁舎建設基本計画策定審議会等を開催し、素案について説明をさせていただき、出席いただいた皆さんから素案の「保健センター（休日診療所）集約化の方法について」大変参考になるご意見をいただきました。

【保健センター（休日診療所）集約化の方法についていただいたご意見】

- プライバシーの点から考えると離れていた方が良いということも考えられる。
- 合築を否定するものではないが、設計の前提条件としては、「集約化する」で良く、形態まで決まっていなくても良いのではないか。
- 最初からあまり条件を決めつけすぎない方が良いのではないか。
- 庁舎近くにくることはわかったが、合築までは決めつけなくても良い。保健センターを合築しても良いかどうかは、どのようなメリットがあり、デメリットを解消されることがわかる段階で考えても良いのでは。
- 保健センター自体は小さいので鉄骨造でも建築可能で、ハイスペックが想定される庁舎に合築させることで全体コストが高くなる場合もある。
- 現時点では合築、隣接両パターンの可能性を残しておく方が良いのではないか。
- 素案は建物についてのみなので、機能として重要だからということを書いた方が良い。

【素案の修正】

素案で示した保健センター（休日診療所）の集約化の方法は、「①一体化（合築）することが望ましい」としておりましたが、いただいたご意見を踏まえ、渡り廊下等で連絡させることにより適度な独立性を保ちながら連携を図ることが可能となる部分の可能性を残しておくことが望ましいと考え、隣接させ渡り廊下で連絡させる部分（素案12ページ②-1）についても集約の方法として含めることとしました。

このことから、素案に示した八潮市新庁舎複合・集約化方針の保健センター（休日診療所）の部分以下のとおり修正します。

【保健センター部分の修正方針】

保健センター（休日診療所）については、庁舎建替えの機会をとらえ、シビックセンターに集約する。

なお、集約する施設規模については現施設規模（2,165 m²）を上回らない規模とする。

※集約：一体化（合築）あるいは同一敷地内に隣接して渡り廊下で連絡させることとする。